

【院内がん登録について】

当院は、平成 14 年 12 月に地域がん診療連携拠点病院の指定を受けたことから、院内がん登録を行っています。

院内がん登録は、病院で診断されたり、治療されたりしたすべての患者さんのがんについての情報を、診療科を問わず病院全体で集め、その病院のがん診療がどのように行われているかを明らかにする調査です。

平成 25 年法律第 111 号がん登録等の推進に関する法律（平成 28 年 1 月 1 日施行）では、

院内がん登録について

「専門的ながん医療の提供を行う病院、その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して、院内がん登録を実施するよう努めるものとする。」と、記載されています。

【がん登録と個人情報の保護について】

院内がん登録において、登録データを地方公共団体及び国立がん研究センターに提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号（利用目的による制限関係）及び第 23 条第 1 項第 1 号（第三者提供の制限関係）に該当し、ご本人の同意を得る必要はない、とされています。

ただし、患者さんご本人の求めに応じて、ご本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することが出来ます。